

4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情

受理年月日 令和4年8月26日

陳情者 東大和市桜が丘1-1449-9-325
「自由と人権」
代表 榎本 清 ほか730名

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

安倍晋三元首相在任中、なかんずく政権担当責任者としての約8年間の政策は、その多くが現行憲法の平和主義に反するものであり、その政治姿勢は国民から否定的に受け止められており、国としてこれを弔うものに値しないこと。

巨額の公費を投入して執り行う国による儀式は、現今の経済情勢を鑑みるに不合理であること。

国葬、それに準ずる国による葬儀は法的な根拠もなく、適法性に欠けること。

以上の理由から安倍氏の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求めます。

陳情理由

2012年12月、第2次安倍内閣が自民党・公明党の連立により発足、「民主主義への挑戦」ともいうべき政策が次々と打ち出された。

2013年には特定秘密保護法、2015年には安全保障関連法（戦争法）、2017年にはテロ等準備罪（共謀罪）を可決成立させた。これら全てが強行採決であり、憲法の平和主義に反するばかりでなく、その反民主的姿勢は明らかである。現在でも、憲法違反として全国各地で係争中の事案である。

さらに、2014年には集団的自衛権行使容認を閣議決定で変更するなど、現行憲法の平和主義に反する決定をして行っている。これに対しては、「集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反し、違憲である」（日弁連）等、と各方面から批判の声も多かった。

同年には「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、武器輸出を「原則禁止」から「原則解禁」に変更し、平和国家の名に泥を塗ることになった。

在任中から憲法改正を口にし、憲法第99条の公務員の憲法尊重、擁護義務違反は明らかであった。2020年、検察官の定年延長問題では、権力の私物化とともに、三権分立の理念を揺るがす大問題となった。

権力の私物化に関しては、森友学園問題・加計学園問題・桜を見る会問題など数々の疑惑があり、現在でも解明されていない。加えて公文書改ざん疑惑すら発生した。これらの事実は安倍氏の反民主的な姿勢を示すものであり、疑惑の隠蔽過程では、職員の名まで失われる事態となった。

2度の原子爆弾投下による被爆国でありながら、「核兵器禁止条約」に背を向け、日本の署名・批准に拒否姿勢を続けた。このことは、戦争放棄を定めた日本国憲法第9条の精神をないがしろにするものであり、被爆者をはじめとし、多くの国民から非難の声が上がった。

安倍氏の反民主的政治姿勢、反憲法的な政策、言動は明らかであり、このような人物の国葬を行うことは、平和憲法を持つ我が国にとって、著しく不適当なことである。

仮に国葬にふさわしい人物であったとしても、ウクライナ戦争や新型コロナ感染で疲弊した経済状況にある今日の状況に鑑みれば、巨額の公費を投入して執り行われる国葬は、決して好ましいものではない。

そもそも国葬・国民葬は、法的な根拠もなく執り行われる儀式である。国葬ともなれば望まない弔意を強制されかねない。これは憲法第19条の思想良心の自由や、憲法第20条の信教の自由、第21条の表現の自由の侵害となる恐れが強い。

いずれの点から見ても、安倍晋三元首相の国葬は、それにふさわしいものとは言えず、市議会において反対の意思を明らかにし、国に対してこれを表明することを求めます。